監督命令

平成２５年（再）第３６号
北海道白糠郡白糠町庶路甲区６番地577
再生債務者　株式会社釧路丸水
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区築地４丁目７番１号　築地三井ビルディング　第一芙蓉法律事務所　弁護士　吉益　信治
平成25年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第３９号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番７号
再生債務者　株式会社アド
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田駿河台３丁目３番地　お茶の水伊藤ビル３階　川島法律事務所　弁護士　川島　英明
平成25年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４０号
東京都北区浮間２丁目11番４号
再生債務者　三登建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座４丁目10番３号　セントラルビル６階　銀座法律会計事務所　弁護士　高木　　茂
平成25年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４１号
大阪府堺市美原区さつき野西２丁目９番地10
再生債務者　植村宏一郎
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田駿河台３丁目３番地　お茶の水伊藤ビル３階　川島法律事務所　弁護士　川島　英明
平成25年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第３５号
千葉県浦安市富士見５丁目１番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀３丁目14番２号
再生債務者　株式会社ライズ
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年９月30日から平成25年10月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第３７号
横浜市港北区新羽町字中町1180番地２号
再生債務者　工立化成株式会社
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年10月４日から平成25年10月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第３８号
横浜市港北区新羽町字中町1180番地２
再生債務者　コーリツ・モールド株式会社
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年10月４日から平成25年10月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１号
静岡県浜松市中区元城町216番地の11　鴻池元城ビル２階
再生債務者　株式会社東海内装
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年９月24日から平成25年10月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生債権の特別調査期間

平成２５年（再）第２０号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸２番12―８号
再生債務者　加瀬　孝幸
特別調査期間　平成25年９月12日から平成25年９月13日まで
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２５年（再）第１１号
東京都板橋区板橋１丁目10番14号
再生債務者　株式会社東京カソード研究所
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　すべての発行済株式である普通株式576万7268株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生債務者が新たに募集する株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において当該募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金23億2310万5195円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生債務者が新たに募集する株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において当該募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成25年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２５年（再）第１３号
東京都中央区八丁堀２丁目７番１号
再生債務者　東海興業株式会社
決定の要旨　平成25年７月17日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１７号
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目８番30号
再生債務者　有限会社加瀬製作所
1　決議に付する再生計画案　平成25年７月18日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成25年９月17日午前11時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年９月９日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月３日
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第２０号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸２番12―８号
再生債務者　加瀬　孝幸
1　決議に付する再生計画案　平成25年７月18日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成25年９月17日午前11時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年９月９日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月３日
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第３号
群馬県藤岡市藤岡329番地
再生債務者　春山　武三
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年８月１日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（再）第２６９号
東京都渋谷区笹塚１丁目48番３号
再生債務者　日本ライツ株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第20部